

- (注1) 本条文は、アフガニスタン政府のホームページ (<http://mfa.gov.af/Content/files/BSA%20ENGLISH%20AFG.pdf>) からダウンロードした「SECURITY AND DEFENSE COOPERATION AGREEMENT BETWEEN THE ISLAMIC REPUBLIC OF AFGHANISTAN AND THE UNITED STATES OF AMERICA」を沖縄県が翻訳したものである。
- (注2) 本条文の日本語訳について、ホームページや書籍等への転載に関しては、沖縄県に対する許可申請等は不要とする。転載に当たっては、事実関係の確認等は転載者の責任において行うこと。

アフガニスタン・イスラム共和国とアメリカ合衆国との間の 安全保障及び防衛協力に関する協定

前文

アフガニスタン・イスラム共和国（以下「アフガニスタン」）とアメリカ合衆国（以下「合衆国」）（以下、当事国を集合的に「両当事国」、個々に「当時国」という）は、

2012年5月2日に締結された「アフガニスタン・イスラム共和国とアメリカ合衆国との間の永続的戦略的パートナーシップ協定（戦略的パートナーシップ協定）」を認識し、同協定で認められたとおり、平和、治安及び安定の促進、国家制度の強化、アフガニスタン経済及び社会の長期的発展の支援、並びに地域協力の促進を含む相互利益の分野において、長期的戦略的協力の強化を両当事国は確約することを再確認し、

戦略的パートナーシップ協定で認識されているとおり、両当事国間の協力は相互尊重と共通の利益に基づくものであることを確認し、

両当事国は正義、平和、安全保障及び機会に恵まれたアフガニスタンの人々の未来を追求することを確約しているので、確信をもってパートナーシップを前進させるという戦略的パートナーシップ協定の認識及びアフガニスタンの主権、独立、領域保全及び国家統一に対する両当事国の強いコミットメントに関する再確認を強調し、

アフガニスタンと合衆国との間の永続的なパートナーシップを認識し、本協定に基づき両当事国の安全保障及び防衛協力を拡大、成熟、促進及び向上させることへの両当事国間相互の意思を再確認し、

アフガニスタンにおける治安と安定を強化するため、防衛及び安全保障体制に関する緊密な協力の促進を継続し、地域と世界の平和と安定に貢献し、テロリズムと戦い、アルカイダ及びその関連組織にとって安全な避難先ではなくなった地域となることを実現し、主権、安全及び領域保全への脅威を抑止するアフガニスタンの能力を向上させることを希望し、また合衆国はアフガニスタンにおける恒久的な軍事施設やアフガニスタンの近隣諸国への脅威となるプレゼンスを求めてはおらず、アフガニスタンの領域及び施設を他国への攻撃拠点として使用しないと約束したことに留意し、

各国首脳、アフガニスタン政府及び北大西洋条約機構（NATO）主導のアフガニスタン国際治安支援部隊（ISAF）貢献国が2012年5月21日に「アフガニスタンに関するシカゴ・サミット共同宣言」が発表され、特にアフガニスタンの主権、安全保障及び民主主義に対する参加者の新たな強いコミットメントが表明されたこと、並びにISAFの任務が2014年末までに終了し、移行期間終了後もその緊密なパートナーシップを継続させることが確認され、その一部としてNATOとアフガニスタンがアフガニスタン国防治安部隊（ANDSF）

の訓練と指導及び支援を行うためのNATO主導の新任務を確立させることについて相互に確約したことを想起し、そのような任務には権限、地位に関する協定、及び法的根拠が付与される必要があることをここに留意し、

緊張、不確実性及び誤解を減らすことにより安全保障と安定性を高めることを目標とする地域協力及び調整メカニズムについて両当事国間の継続的支援を再確認し、

アフガニスタンと合衆国の間の本安全保障及び防衛協力協定はアフガニスタンの治安にとって重要なものであるという2013年の諮問国民大会議（ロヤジルガ）の認識を想起し、

独立、主権及び領域保全の完全な尊重と相互的内政不干渉の原則に基づき、地域の安全保障と安定性を促進させテロリズムと戦うことを目的として、両当事国間の防衛及び安全保障協力の手段をさらに発展させることを希望し、

相互尊重、不干渉及び平等に基づくアフガニスタンとその近隣諸国との協力的関係の重要性について合意し、全ての国に対しアフガニスタンの主権と領域保全を尊重し、アフガニスタンの内政と民主的プロセスへの干渉を控えるように訴え、

両当事国間の協力は各当事国の主権の完全な尊重と、国連憲章の目的、並びに両当事国間の防衛及び安全保障上の協力の枠組みを作りたいという共通の希望に基づくものであることを確認し、さらにアフガニスタンの主権、独立、領域保全及び国家統一への強いコミットメントと、アフガンの法律、習慣及び伝統の尊重を再確認し、

以下のとおり合意した。

第一条 定義

- 1 「合衆国軍隊」とは、アフガニスタン領域内に存在するアメリカ合衆国軍隊の構成員と軍属、及び合衆国軍隊の全ての財産、装備及び物資をいう。
- 2 「軍隊構成員」とは、合衆国軍隊の陸、海、又は空軍に属する人員をいう。
- 3 「軍属」とは、軍隊の構成員以外の合衆国国防総省（DoD）に雇用された者をいう。ただしアフガニスタンの永住者及び通常アフガニスタン国内に居住するアフガニスタン国民は「軍属」ではない。
- 4 「執行機関」とはアフガニスタンの防衛省（MoD）と合衆国の国防総省（DoD）をいう。執行機関は本協定の実施にあたり、それぞれの国的主要連絡窓口を務める。
- 5 「合衆国契約者」とは、合衆国との、もしくは合衆国を支援する契約又は下請契約のもとで、合衆国軍へ、もしくは合衆国軍に代わり、アフガニスタンにおいて物品及びサービスを供給する個人又は法人を意味する。

- 6 「合衆国契約従業員」とは、合衆国契約者の従業員を意味する。
- 7 「提供施設区域」とは、合衆国軍隊、合衆国契約者、合衆国契約者の従業員及び両当事国が合意したその他の者が、本協定に基づき出入及び使用する権利を持つ、付属書Aに記載された場所にある、アフガニスタンが提供したアフガニスタン領域内の施設及び区域、並びにアフガニスタンが今後提供するアフガニスタン領域内のその他の施設及び区域をいう。
- 8 「アフガン国防治安軍（ANDSF）」とは、アフガニスタン内務省と防衛省、及び必要に応じて国家保安局及び両当事国が合意するその他の組織の治安部隊員から構成される組織をいう。
- 9 「租税」とは、アフガニスタンの州や地区を含むあらゆるレベルの政府当局及びその機関が課すあらゆる税金、関税、課徴金、同様の又は関連するさまざまな費用をいう。

第二条 目的と範囲

- 1 両当事国は、アフガニスタンの安全保障と安定性を強化し、テロリズムに対抗し、地域及び世界の平和と安定性に貢献し、アフガニスタンの主権、安全、領域保全、国家統一、憲法秩序への国内外の脅威に対するアフガニスタンの抑止能力を向上させるために、緊密な協力促進を継続する。別途相互で合意しない限り、合衆国軍はアフガニスタン国内で戦闘活動を行わない。
- 2 この目的に向けて、合衆国はアフガニスタンとの緊密な協力と調整及び合意の下、フィールドエンジニアリング、即席爆発装置への対抗措置、爆発物処理などの指導、訓練、装備、支援、そしてANDSFの維持、ANDSF輸送及び兵站システムの構築と向上、情報共有能力の開発、アフガニスタン空軍力の強化、合同軍事演習の実施、及びその他合意する活動を含む、相互で合意された支援活動を行い、全てのアフガニスタン人に安全保障を提供するために必要な能力をANDSFが開発できるように支援する。両当事国は2012年シカゴ・サミットで採択されたアフガンプログラムに定められたとおり、またアフガニスタン-合衆国の二国間の安全保障諮問会議の精神にのっとり、ANDSF開発の詳細について作業を継続する。
- 3 両当事国は、ANDSFがアフガニスタンの人々と領域の安全を保障する責任を負っていることを認識する。両当事国はANDSFが国内外からの脅威を抑止し、対応する能力を向上させるために尽力する。要請があれば、合衆国はアフガニスタンの安全への脅威に対応するためにANDSFに提供するために準備された支援を至急決定する。
- 4 両当事国は、アルカイダ及びその関連組織を打倒するための合衆国の軍事活動が、テロリズムとの共通の闘いにおいて適切なものであることを認識する。合衆国の軍隊のみが対テロリズム活動を行うことはなく、合衆国とアフガニスタンの国益を保護する意図をもって、これらの目的に向けて緊密な協力と調整を継続することに両当事国は合意する。合衆国軍隊の対テロリズム活動はANDSFの対テロリズム活動を補完し支援することが目的であり、ANDSFが主導権を維持することを目標とし、アフガニスタンの

主権を完全に尊重し、アフガニスタンの人々とその住居の安全と安心に対して十分配慮をして行う。

- 5 合衆国軍隊は、本協定のもとでアフガニスタンに駐留する間、本条で言及している活動を推進するため、あるいは両当事国が合意するその他の目的や任務のため、もしくは本協定によって定められた権限に従って、自らを維持するために必要なものを含む通行、支援、及び関連活動を行い、また本協定に記載された、もしくは両当事国が合意するその他の活動を行うことができる。
- 6 その付属書、実施合意及び取り決めを含む本協定は、アフガニスタンにおける合衆国軍隊の駐留と活動に必要な権限を付与し、合衆国軍隊の駐留の条件と、本協定に記載された特定の状況における合衆国契約者と合衆国契約従業員の駐留と活動について定義するものである。

第三条 法律

- 1 軍隊構成員及び軍属には、アフガニスタンの領域内においてはアフガニスタンの憲法と法律を尊重し、本協定の精神と一致しない行動、特に政治的行動を控えることが義務付けられる。合衆国軍隊当局はそのために必要な措置を講じる責務を負う。
- 2 本協定及び付随する取り決めに基づく両当事国の義務は、領域に対するアフガニスタンの主権と各当事国の自衛権を侵害するものではなく、国際法と一致するものとする。本協定の実施に関わる協力及び活動は、国際法に基づき両当事国がそれぞれ有する約定や義務と一致するものとする。
- 3 合衆国軍隊は、アメリカ国民の生命又は身体への差し迫った危機を伴う特別な事情がある場合を除き、軍事活動や捜索のためにアフガニスタンの住居に立ち入ることはしないものとする。合衆国軍隊はアフガニスタン国民の逮捕や拘禁は行わず、またアフガニスタン国内で拘置施設の保守や運営をすることはないものとする。

第四条 アフガニスタンの防衛及び治安能力の開発と維持

- 1 両当事国は、アフガニスタンの主権を完全に尊重した上で、アフガニスタンが継続した国際的治安支援を現在必要としていることを認識し、防衛、治安、及びANDSFの維持にかかる費用負担についてはアフガニスタンの担う責任を徐々に増やし、いずれは全ての責任をアフガニスタンが担うという目標を共有する。
- 2 アフガニスタンはその政治的及び経済的安定性と全体的な経済状況に合わせ、その人的及び物的資源、並びに施設が許す限り、自らの防衛及び治安部隊の開発と維持に十分な貢献を行うものとする。アフガニスタンはその防衛及び治安能力の開発と維持に必要なあらゆる措置を講じるものとする。
- 3 戦略的パートナーシップ協定が規定する範囲で、2012年シカゴ・サミットで定めた誓約に従い、アフガニスタンが自立して国内外の脅威から自国を守り防衛することが

できるようにし、またテロリストがアフガニスタンの国土を侵略して、アフガニスタンや地域及び世界を脅かすことが二度と再びないようにするために、合衆国は毎年ANDSFの訓練、装備、指導及び維持を支援するための資金確保に努める義務を負うものとする。合衆国はシカゴで定めた誓約を念頭に、本協定の目的達成に必要な資金の額についてアフガニスタンと協議し、その協議結果を考慮に入れてこの責務を遂行するものとする。合衆国はアフガニスタンの年間の優先事項に配慮して、適切な金額を、透明性と会計責任を確保した金融管理基準と、国際的ベストプラクティスに準じた調達、監査、及び規制的監視を実践している適切なアフガニスタン機関によって管理されるように、アフガニスタン政府の予算機構に送金するものとする。

- 4 両当事国はANDSFがアフガニスタンを守るために必要な装備と物資を保有することの重要性を認識する。これを受け、ANDSFに装備と物資を提供するためのアフガニスタンに対する協力を、合衆国は継続するものとする。
- 5 アフガニスタンと合衆国はANDSFへの装備供給を含め、ANDSFを強化するために、相互に合意の上、他の国との協力と調整をすることができる。
- 6 アフガニスタンと地域の安全保障に効果的に貢献するため、合衆国は主要な非NATO同盟国としてのアフガニスタンの地位に見合うようなANDSFの能力を継続的に発展させるため、アフガニスタンと協力することに同意する。
- 7 両当事国は、NATO基準と一致し、NATOとの相互運用性を促進するような防衛能力及びシステムを開発することが、アフガニスタンの防衛と治安に利することを認識する。さらに両当事国は、アフガニスタンに提供される防衛及び治安支援の効果的な利用と維持を促進し、ANDSFと合衆国軍隊との協力がもたらす利益を最大化するために、標準化とNATOとの相互運用性を実現すべく、アフガニスタンの防衛治安部隊、装備、物資、施設、運用方針、制度を整備するための調整を、両当事国は行うものとする。この調整は、アフガニスタンが自らの資源を活用して、ANDSFのために非NATO諸国から独自に装備及び物資を調達することを妨げるものではない。

第五条 防衛及び安全保障協力のメカニズム

- 1 両当事国は戦略的パートナーシップ協定の下に設置された「防衛及び安全保障協力に関するアフガニスタン－合衆国作業部会」に対し次のとおり指示することに合意する。
 - a 本協定の目的と範囲に沿った、アフガニスタンによる防衛及び安全保障に関する利用可能な資源の使用状況の分析と強化のため、有効性に関する適切な指標を整備する。
 - b これらの指標に照らして実績の評価を年2回行い、アフガニスタンの防衛能力の開発と維持に向けた両当事国それぞれの資源配分の決定と協力に資する情報提供を行う。
 - c 本協定の目的と範囲に沿って、アフガニスタンの国内外の脅威について、時宜を得た、正確かつ効果的な協同評価を行う方法を整備する。

- d 情報及び諜報の共有と評価の向上について具体的な勧告を行う。
- 2 両当事国は、機密もしくは専用通信経路を確立する方法を検討することを含む、そのような脅威について協議する能力を引き続き向上させるという目的を共有する。

第六条 国外からの侵略

- 1 これまでアフガニスタンは、外国及び国外に拠点を置く、もしくは国外からの支援を受けた武装勢力による侵略と国連憲章に反する武力行使の対象となってきた。本協定の精神にのっとり、両当事国は、こうした武装勢力に避難場所や武器を提供する等このような武装勢力への支援を含む、アフガニスタンの領域保全及び政治的独立性を脅かす武力の行使及び脅威に対し強く反対する。両当事国はこのような領域保全、主権及び政治的独立への脅威に抗すべく、アフガニスタンの防衛強化に協力することに合意する。
- 2 アフガニスタンへの国外からの侵略はアフガニスタンの安定性と地域及び世界の平和と安定に関わる両当事国共通の利益を脅かすものであることを認識し、合衆国は、アフガニスタンの主権、独立、領域保全に対する国外からの侵略及びその脅威について深刻な懸念をもって注視するものとする。
- 3 両当事国は、アフガニスタンに対し国外からの侵略又は侵略の脅威があった場合の適切な対応の一部を構成し得る政治、外交、軍事及び経済措置について定期的に協議するものとする。協議においては、政治、外交、軍事及び経済措置のリストの作成を目指すものとする。
- 4 アフガニスタンに対し国外からの侵略又はその脅威がある場合は、両当事国は緊急協議を行い、各当事国の憲法上の手続きに則り、上記第3項に基づき作成されたリストに記載されている政治、外交、軍事及び経済措置の検討を含め、適切な対応を策定し実施するものとする。
- 5 両当事国は、定期協議及び緊急協議の効果的な実行を推進するための包括的手続きを策定するものとする。
 - a この包括的手手続きにおいては、国外からの侵略又は威嚇があった場合の緊急協議を開始する際の主たる窓口は、アフガニスタンの外務大臣と合衆国の国務長官、アフガニスタンの防衛大臣と合衆国の国防長官、カブールとワシントンDCに駐在するそれぞれの国の大使が参加する協議であることを認めるものとする。
 - b 当該包括的手手続きは、緊急又は危急の際には、必要に応じて他の窓口やメカニズムを通して両当事国がお互いに協議する権限を制限又は侵害してはならない。
- 6 両当事国は防衛及び安全保障協力に関するアフガニスタン－合衆国作業部会に対し、包括的手続きを整備と第3項に基づき作成された措置リストの定期的な見直しを含む、本条の効果的実施を推進するように指示することを合意する。

第七条 提供施設区域の使用

- 1 アフガニスタンは、本協定の目的と範囲を実施するために限り、ANDSFと地元住民の居住地などを考慮して、第1条第7項に定義された提供施設区域への出入と使用をここに提供する。それ以外の目的によるこれら提供施設区域の出入又は使用については、両当事国による合意に基づくものとする。
- 2 本協定に基づき、合衆国軍隊が提供施設区域内において、新たな建設を行う権利を含め、その使用、運用、防衛及び管理に必要なあらゆる権利と権限を行使することを、アフガニスタンはここに許可する。合衆国軍隊はこのような建設を軍隊構成員、軍属、又は契約により実施することができる。
- 3 安全と保安のため、アフガニスタンは、合衆国軍専用の提供施設区域への出入は合衆国軍隊が管理し、また共同使用の提供施設区域への出入についてはアフガニスタン当局と調整することをここに許可する。要請があれば、合衆国はアフガニスタンの関係当局が合衆国軍専用の提供施設区域に入出することを認める。両当事国は、合衆国軍専用の提供施設区域にアフガニスタンの当局者が出入するための手続きについて相互の合意に基づく手続きを策定する。その手続きと出入は、合衆国軍隊の運用及び保安要件を考慮して決定する。合衆国軍隊が必要に応じて提供施設区域の中及びその周囲において部隊防護活動を実施することが出来ることを認識した上で、アフガニスタンの主権を完全に尊重し、アフガニスタンの人々の安全と保安に十分な配慮をしつつ、合衆国軍隊の安全を確保するために、各当事国の部隊防護計画を調整及び統合することを、両当事国は合意する。この目的を更に促進するため、合衆国軍隊はアフガニスタンの法律及び合衆国軍隊の交戦規定に従い、アフガニスタンの民間人及びその住居を標的としないものとする。
- 4 本協定の目的と範囲に準じて、特に合衆国によるANDSFの訓練、装備、指導、維持を遂行するために、アフガニスタンは全ての提供施設区域を合衆国軍に費用を請求することなく提供するものとする。
- 5 合衆国軍隊は、別途両当事国により合意された場合を除き、合衆国軍隊専用の提供施設区域における建設、開発、運用及び保守管理の費用を負担するものとする。共同使用の提供施設区域、並びに合衆国軍隊とANDSF又はその他の機関が共同で使用しているその他の施設及び区域における建設、開発、運用及び保守管理費用は、別途合意された場合を除き、使用の割合に応じて分担するものとする。
- 6 合衆国はその政策の実行にあたり、関係するアフガニスタンの環境、保健及び安全に関する法律、規制、基準の尊重を確約することを確認する。提供施設区域における合衆国軍隊の運用及び活動は、自然環境と人々の保健及び安全の保護に十分配慮し、適用されるアフガニスタンの法令と規制を尊重し、適用される合衆国の法令と規制、並びに適用される国際合意に従って行うものとする。
- 7 提供施設区域における合衆国軍隊の運用と活動は、歴史的及び文化的遺跡及び遺物の保護に関するアフガニスタンの法律と規制を完全に尊重して行うものとする。提供施設区域内において歴史的文化的遺跡及び遺物が発見された場合は、合衆国軍隊は合同委員会を通して直ちに適切なアフガニスタン当局に通知し協議するものとする。

第八条 財産の所有権

- 1 合衆国軍隊は、その使用が必要でなくなった時は、建物、移動不可能な構造物、地面につながっている組立品を含む提供施設区域又はその一部を、合衆国軍隊が建設、改変又は改良したものも併せてアフガニスタンへ返還するものとする。合衆国軍隊はこうした返還を視野に入れて、提供施設区域の必要性について定期的な再評価を行うものとする。両当事国又はそれぞれの執行機関は提供施設区域の返還条件について協議するものとする。両当事国は環境保護と人々の保健及び安全について、問題が起きてからの対応より、予防的アプローチを追求することに合意する。両当事国は合衆国の政策及び実践がこれらの破壊や危機を防止すべく設計されていることを認識し、アフガニスタンと合衆国の基準のうちより保護的な基準を適用することとする。合衆国軍隊の活動に起因して提供施設区域内に環境汚染が起きた場合は、合衆国軍隊はその方針に従い、人々の保健及び安全への甚大な影響を防止するために迅速に行動するものとする。
- 2 提供施設区域にある全ての建物、移動不可能な構造物、地面につながっている組立品は、合衆国軍隊によって建設、使用、改変又は改良されたものも含め、合衆国軍隊、合衆国契約者、合衆国契約従業員、相互で合意されるその他の者の専用である。合衆国軍隊は、合衆国軍隊が建設した、もしくは合衆国軍隊の出入及び使用のために提供されたこれら全ての建物、移動不可能な構造物、地面につながっている組立品を改変してもよく、必要なくなる時まで独占的に使用することができる。
- 3 アフガニスタンでの合衆国軍隊及び合衆国契約者の駐留と関連してアフガニスタンの領域内にて設置、輸入、もしくは取得した全ての装備、物資、補給品、再配置可能な構造物、その他の可動財産の所有権を合衆国軍隊及び合衆国契約者が保持するものとする。両当事国は、合衆国の法令と規制で許可されている、余剰と判断された装備のアフガニスタンへの移転又は売却の可能性について協議するものとする。

第九条 装備及び物資の配置と保管

- 1 合衆国軍隊がその装備、補給品及び物資を提供施設区域内並びに合意されたその他の場所に配置することを、アフガニスタンは許可する。合衆国軍隊はアフガニスタンの領域内に保管されているそれら装備、補給品、物資の所有権を保持し、その使用と处分について管理し、またアフガニスタンの領域内からそれらを移動させる権利を有する。
- 2 合衆国は安全に関するアフガニスタンの法令と基準を遵守すると確約したことを確認する。合衆国軍隊は適用される合衆国の法令と規制に従い、危険有害性を有する合衆国軍隊の装備、補給品、物資の保護と安全な保管に必要なあらゆる措置を講じるものとする。合衆国軍隊はその方針に従い、(1)提供施設区域内で起きた流出を浄化し、(2)提供施設区域内で起きた合衆国軍隊の活動に起因する環境汚染による人々の保健及

び安全への甚大な影響に対応するために、迅速に行動するものとする。

- 3 合衆国は1993年1月13日にパリで署名された「化学兵器の開発・製造・貯蔵及び使用の禁止並びにこれらの廃棄に関する条約」と、1972年4月10日にワシントン、ロンドン、モスクワで署名された「細菌兵器（生物学的）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止、並びに廃棄に関する条約」に基づく義務に鑑み、アフガニスタンの領域内で化学及び生物兵器を保管しないことに同意する。両当事国は合衆国が核兵器をアフガニスタンの領域内に配置も保管もしないことを確認する。

第十条 車両、船舶及び航空機の移動

- 1 アフガニスタンはその空域、領域及び水域に対し完全な主権を有する。アフガニスタンの空域と輸送の管理はアフガニスタンの関係当局を通して行われる。
- 2 アフガニスタンの主権を完全に尊重し、本協定の目的及び範囲に沿って、アフガニスタンは、合衆国軍隊が運用する、もしくは合衆国軍隊専用として運用される合衆国政府航空機及び民間航空機がアフガニスタンの領域において出入、上空飛行、着陸、離陸、空中給油及び移動を行うことを許可する。合衆国軍隊が運用する、もしくは合衆国軍隊専用として運用される合衆国政府航空機及び民間航空機は、上空通過料や航行料の支払いの対象とならず、政府所有の飛行場における着陸料と駐機料、その他の費用の支払いの対象とはならない。合衆国政府航空機の運用は、通知義務を含めアフガニスタンの安全及び移動に関する規則を完全に尊重するものとする。合衆国軍隊により、又は合衆国軍隊専用として運用されている民間航空機は、アフガニスタンの領域の出入にあたり、アフガニスタンの民間航空当局が求める通知義務を果たす対象となる。
- 3 アフガニスタンの主権を完全に尊重し、本協定の目的と範囲に沿って、アフガニスタンは、合衆国政府船舶及び車両、並びに合衆国軍隊が運用する、もしくは合衆国軍隊専用として運用されるその他の船舶及び車両がアフガニスタンの領域を出入及び移動することを許可する。これら船舶及び車両の運用はアフガニスタンの安全及び移動に関する規則を完全に遵守するものとする。軍隊構成員及び軍属は公用車両を操縦する際にはアフガニスタンの自動車規則を尊重する義務を負う。
- 4 合衆国政府航空機、船舶、車両は、合衆国軍隊当局の同意なく搭乗、乗船、乗車されることはない。本協定で別途規定されている場合や合同委員会で別途合意される場合を除き、合衆国政府航空機、船舶及び車両はアフガニスタン内では点検、規制及び登録義務の対象外とする。
- 5 合衆国軍隊は、合衆国政府航空機、車両及び船舶についてサービスを要請しこれを受けた場合は、妥当な料金を支払うが、税金及び同様の費用は課されない。
- 6 両当事国は本条を実施するための手続きを策定することに合意する。両当事国はその手続きについて適宜見直しと更新を行い、その手続きに関連して発生する問題については直ちに合同委員会を通して対応する。

第十一條 契約手続き

- 1 合衆国軍隊はアフガニスタンの領域内において、合衆国の法律に従い、建設を含む補給品及びサービス調達のための契約を結ぶことができる。アフガニスタンは、合衆国軍隊が契約の入札募集、発注、管理にあたり合衆国の法律及び規制に拘束されることを認識する。合衆国軍隊は合衆国の法律と規制に従い、可能な限りアフガニスタンの物品、製品及びサービス供給者を利用することに努めるものとする。
- 2 合衆国契約者はアフガニスタンにおける迅速手続きによる登録の対象となる。これにはアフガニスタンの法令と規制に従い、3年間有効の事業登録ライセンスの発行と、アフガニスタン投資支援機関への妥当かつ標準的なサービス料を1回支払うことが含まれる。それ以外は、合衆国契約者は合衆国軍隊との契約及び下請契約の締結及び遂行に関して、その他のアフガニスタンのライセンスや同様の要件が免除される。
- 3 合衆国軍隊は、両当事国が相互で合意する情報共有や協議を含む透明性の重要性を認識し、合衆国契約者についてアフガニスタン当局が表明する懸念及び異議に十分に配慮するものとする。両当事国は悪用や悪しき契約慣行を防止するため、アフガニスタンにおける契約手続きの透明性、説明責任、有効性を高めるべく協力する。
- 4 両当事国のうちいずれか一方の要請があれば、合衆国契約者及び合衆国契約従業員の活動に関する問題を含め、本協定の実施に関連して発生するあらゆる問題について、両当事国は合同委員会を通して直ちに協議するものとする。

第十二条 公益事業（ユーティリティ）と通信

- 1 合衆国軍隊は提供施設区域並びに両当事国が合意するその他の場所のために水道、電気、その他の公益事業を含む（これらに限定されない）サービスを生産し供給することができる。これらのサービスの生産と供給は定期的に合同委員会に通知し、合同委員会と調整するものとする。合衆国軍隊と合衆国契約者は、別途合意がない限り、アフガニスタンの公共の水道、電気、その他のアフガニスタンの公共公益事業を、料金や税金や他の請求額を含めANDSFが支払っている金額と比べ不利でない条件で使用することができる。合衆国軍隊や合衆国契約者の費用は、公共公益事業の使用割合と同等とする。
- 2 アフガニスタンは合衆国軍隊が無線周波数帯を使用することを認める。アフガニスタン側はアフガニスタンの関連規則に基づきアフガニスタンが所有する周波数を割り当てるものとする。合衆国は、自らの電気通信システム（電気通信は1992年の国際電気通信連合憲章に定義されている）を運用し、併せてその完全な運用能力を保証するのに必要な手段とサービスを使用し、またその目的で適切なアフガニスタン当局から割り当てられた無線周波数帯を使用することが許可されるものとする。無線周波数帯の使用に関する合衆国への費用負担はないものとする。
- 3 合衆国軍隊はアフガニスタンにおける周波数についてアフガニスタンの所有権と割

り当てを認め、互いへの電波妨害を防ぐため、アフガニスタンに駐留する合衆国軍隊のための周波数の割り当てについて適切なアフガニスタン当局と調整する。合衆国軍は現地の運用者が使用もしくは確保している周波数を尊重するものとする。

- 4 合衆国軍隊は電気通信の使用にあたり、アフガニスタン政府並びにアフガニスタン政府が周波数帯又は電気通信機器の使用を許可したその他の組織による無線周波数帯の使用及び電気通信機器の運用に干渉しないようする。

第十三条 人員の地位

- 1 アフガニスタンはその主権を保持しつつ、合衆国軍隊の構成員及び軍属に対する、司法及び司法外の措置を含めた合衆国軍隊当局の規律による統制の格別な重要性を認識する。よってアフガニスタンは、その領域内における合衆国軍隊の構成員及び軍属による刑事及び民事犯罪について、合衆国が管轄権を行使する独占的権利を有することに同意する。アフガニスタンはこのような事件について、合衆国がアフガニスタン領域内で裁判及びその他の懲戒処分を適宜行うことを許可する。
- 2 アフガニスタンより要請があれば、合衆国は合衆国軍隊構成員又は軍属によってアフガニスタン国内で犯したとされるアフガニスタン国民が関係している犯罪に関する刑事手続きの状況について、その捜査や訴追の最終処分も含めアフガニスタンに情報を提供する。要請がある場合には、合衆国はそのような手続きにアフガニスタンの代表者が参加又は傍聴することを許可し、その実現のために尽力するものとする。
- 3 正義のため、両当事国は事件の捜査において、証拠の収集を含む協力を互いに実行するものとする。犯罪捜査においては、合衆国当局はアフガニスタン当局による捜査報告書を考慮に入れるものとする。
- 4 合衆国は、アフガニスタンの法と秩序の執行とアフガニスタン人民の保護にまつわるアフガニスタンの法執行当局者の持つ重要な役割を認識する。アフガニスタンの関係当局は、合衆国軍隊構成員又は軍属が罪を犯したことが疑われる場合は、合衆国軍隊当局が直ちに対応できるよう、速やかに合衆国軍隊当局に通知するものとする。合衆国軍隊の構成員及び軍属はアフガニスタン当局者によって逮捕又は勾留されることはないとする。アフガニスタン法執行当局を含むアフガニスタン当局によって逮捕又は勾留された合衆国軍隊構成員及び軍属は、理由が何であれ、直ちに合衆国軍隊当局に身柄を引き渡されるものとする。
- 5 アフガニスタンと合衆国は、軍隊構成員及び軍属の身柄を、合衆国の明白な同意を得ることなく国際法廷やその他の機関又は国が拘禁するために引き渡したり、その他の形で移送したりしないことを合意する。
- 6 アフガニスタンは合衆国契約者及び合衆国契約従業員に対する管轄権を行使する権利を保持する。

第十四条 武器の携帯と制服の着用

- 1 本協定の下でアフガニスタンに駐留している間、軍隊構成員及び軍属は、その任務遂行に必要であり、かつ命令書により許可されている範囲で武器を所持し携帯することができる。そのような命令書を発行する際、合衆国軍隊当局は、公共の安全に関する配慮を含む武器を所持・携帯する場所の妥当性に関するアフガニスタンの関係官庁の見解を考慮するものとする。合衆国軍隊はそのような見解に配慮して、宗教目的で使用されているモスクやその他の宗教上重要な場所へ軍事作戦のために立ち入らないこととする。軍隊構成員はアフガニスタンにいる間、制服を着用することができる。合衆国軍隊当局は、軍隊構成員及び軍属が公共の場において、武器の携帯を含む自分たちの存在について意識するように、適切な措置を講じるものとする。
- 2 両当事国は、合衆国契約者及び合衆国契約従業員が軍の制服を着用することは認められること、そしてアフガニスタンの法律及び規制に従う場合に限り武器を携帯できることに合意する。
- 3 アフガニスタンにおいて治安業務に従事する合衆国契約者は、アフガニスタンの法令と規制に基づき関連するあらゆる要件を求める対象となる。
- 4 両当事国のうちいずれか一方の要請があれば、両当事国は本条項の実施に関連して発生する問題について直ちに合同委員会を通じて協議を行うものとする。

第十五条 入国と出国

- 1 軍隊構成員及び軍属は、提供施設区域内の付属書Aに記載された地点、付属書Bに記載された公式出入国地点、その他両当事国がお互いに同意する区域で、合衆国が発給した身分証明書と集団又は個人移動命令書をもってアフガニスタンを出入国することができる。旅券とビザは必要とされない。これらの人員については、外国人登録と管理に関するアフガニスタンの法令と規制の適用を免除される。
- 2 合衆国契約者と合衆国契約従業員は、本条第1項に記載された出入国場所においてアフガニスタンを出入国することができる。アフガニスタンの法律に従い、旅券及びビザが必要となる。ビザが必要となり、かつ合衆国契約者又は合衆国契約従業員から要請があった場合は、複数回の入出国が可能で有効期間が1年以上となるビザが発行される。適切なアフガニスタン当局は、必要とされるビザの発給又は発給の却下を速やかに行う。アフガニスタンがビザの発給を却下した場合は、適切なアフガニスタン当局は当該者と合衆国軍隊当局に通知する。合同委員会を通して合意された例外的状況においては、アフガニスタンは、合衆国契約従業員がアフガニスタン到着時にビザの発給を受けることを可能とする手続きを設け、その手続きを可能にするよう努める。
- 3 合衆国は、アフガニスタンが軍隊構成員及び軍属の一員のアフガニスタンからの退去を要請する主権者の権利を有していることを認識する。適切なアフガニスタン当局より要請があれば、合衆国軍隊当局はその者を速やかにアフガニスタンから退去させるための適切な措置を講じるものとする。
- 4 両当事国は本条項を実施するための手続きの策定について合意する。合同委員会は、

適切なアフガニスタン当局が本条第1項に記載された出入国地点において到着又は出発する軍隊構成員及び軍属を対象に行う書類の調整と検査を含む手続きについて、定期的に見直しと更新を行う。アフガニスタン当局は必要に応じて、提供施設区域にてアフガニスタン領域出入する軍隊構成員及び軍属の名簿を作成することができる。

第十六条 輸出入

- 1 合衆国軍隊及び合衆国契約者はあらゆる装備、補給品、物資、技術、訓練、サービスをアフガニスタンに輸入し、アフガニスタンから輸出及び再輸出し、またアフガニスタン国内で輸送及び使用することができる。本項記載の許可は、アフガニスタンにおける合衆国軍隊の駐留と無関係な合衆国契約者の活動については適用されない。合衆国契約者が輸入するこれら装備、補給品、物資、技術、訓練及びサービスについては、合衆国軍隊のためであり、民間の商業目的ではないことを証明する書類を提示しなければならないものとする。
- 2 アフガニスタン国民ではない軍隊構成員、軍属、合衆国契約者及び合衆国契約従業員は、私物をアフガニスタンに輸入し、アフガニスタンから輸出及び再輸出し、アフガニスタン国内で輸送及び使用することができる。輸入する数量は妥当かつ個人的使用に相応しいものでなければならない。取引に課される税金又は課徴金の支払いなど、合同委員会が定める合意された手続きに従って譲渡する場合を除き、本項で言及する品物を、アフガニスタン国内でこれらの品物を無税で輸入する権限のない者に販売又は譲渡してはならない。
- 3 合衆国軍隊当局は、アフガニスタンの関係当局と協力して、本条第1項及び第2項で定められた許可を利用して、アフガニスタンにとって文化的又は歴史的重要性を持つ物品及び資材が輸出されることのないよう、また合衆国中央司令部一般命令書第1号に規定されているとおり、アルコール、ポルノグラフィ、不法麻薬、個人所有の火気、その他の禁制品、その他両当事国が合意した品が輸入されることのないよう、適切な措置を講じるものとする。
- 4 本条第1項及び第2項に基づくあらゆる物品のアフガニスタンへの輸入、アフガニスタンからの輸出及び再輸出、アフガニスタン国内での輸送及び使用は、本条に定められたものを除き許認可、検査、確認などの規制、アフガニスタン領域内においてアフガニスタンの政府当局により課される税金、関税、その他の課徴金の対象外となる。アフガニスタン当局が、本条第2項によって合衆国契約者と合衆国契約従業員に付与される特権が乱用されていると疑う場合は、アフガニスタンの関係当局は、アフガニスタンの民間空港に到着又は出発する際の個人の私物及び国境を超える際に個人の車両内の個人の私物を検査する権利を保有する。
- 5 アフガニスタンの関係当局は、合衆国契約者及び合衆国契約従業員が輸入する、アフガニスタンに駐留する合衆国軍隊のための品物もしくは本条第1項及び第2項によって許可された私物が入ったあらゆる容器を確認する権利を保有する。アフガニスタンの関係当局が、合衆国契約者が本条第1項又は第2項によって付与された権限を乱

用しているとの情報を合衆国軍隊当局に提示したときは、合衆国軍隊当局は不当な遅延なく、アフガニスタン当局の立ち合いのもと、疑いのある輸入目的の積荷又は容器を開けて確認する。アフガニスタン当局は合衆国軍隊の保安要件を認め、合衆国軍隊当局の要請がある時は上記の確認作業を提供施設区域内もしくは両当事国が相互に同意するその他の区域で行うことを許可する。

- 6 合衆国軍隊当局は、本協定の下でアフガニスタンに輸入される品物がアフガニスタンの市場に不適切に入り込むことを防止するという目標をアフガニスタンと共有し、本条第1項及び第2項によって付与される権限の乱用を防止するための措置を講じ、合衆国軍隊構成員、軍属、合衆国契約者及び合衆国契約従業員による不適切と疑われる物品の輸入、輸出、再輸出、移動及び処分について調査を行い、またアフガニスタン関係当局による調査と証拠収集を支援する。
- 7 本条に基づきアフガニスタンへ輸入された物品又はアフガニスタンで購入された物品を、アフガニスタンの法令と規制に従ってアフガニスタン国内で処分することができる。
- 8 両当事国のうちいずれか一方の要請があれば、両当事国は本条の実施に関して発生する問題について、合同委員会を通して直ちに見直しと協議を行うものとする。

第十七条 課税

- 1 合衆国軍隊による又は合衆国軍隊に代わって行われるアフガニスタンにおける物品及びサービスの調達は、アフガニスタン領域内で課される租税や同様の又は関連する課徴金の対象外とする。
- 2 軍隊構成員及び軍属を含む合衆国軍隊は、アフガニスタン領域内でアフガニスタン政府が課す税金や同様の又は関連する課徴金を支払う義務を負わないものとする。
- 3 合衆国契約者は、合衆国軍隊と締結又は合衆国軍隊を支援するために締結する契約又は下請契約に基づき、合衆国軍隊に関連する活動や収入又は合衆国軍隊の代理として行う活動やそれに付随する収入に対して、アフガニスタン領域内でアフガニスタン政府が課す税金及び同様の又は関連する課徴金を支払う義務を負わない。但し、アフガニスタンの法人である合衆国契約者は、合衆国契約者としての地位により得た所得に対し、アフガニスタン領域内でアフガニスタン政府が課す法人利益税の免除は受けられないものとする。
- 4 合衆国契約者は、合衆国契約従業員のうち通常アフガニスタンに居住する者並びにアフガニスタン国民である者から個人所得税を源泉徴収し、アフガニスタンに納付することを雇用主に義務付けるアフガニスタンの法令と規制の適用対象となる。
- 5 合衆国契約従業員のうち通常アフガニスタンに居住していない者やアフガニスタン国民でない者は、合衆国軍隊と締結する又は合衆国軍隊を支援する契約又は下請契約に基づく活動及びそれに付随する収入に対して、アフガニスタン領域内でアフガニスタン政府が課す税金及び同様の又は関連する課徴金を支払う義務を負わないものとする。

6 本協定の下では、合衆国契約者及び合衆国契約従業員が、合衆国軍隊と締結する又は合衆国軍隊を支援する契約又は下請契約に基づき、合衆国軍隊に、もしくは合衆国軍隊に代わって、アフガニスタン国内で物品又はサービスを供給することに関係しない活動に対して、アフガニスタン領域内でアフガニスタン政府が課す税金の支払いの免除は受けられないものとする。

第十八条 運転免許及び専門職ライセンス

- 1 アフガニスタン領域内で合衆国軍隊が、又は合衆国軍隊のために車両、船舶、航空機及びその他の装備品を運転するために合衆国当局が軍隊構成員、軍属、合衆国契約者、合衆国契約従業員に対して発行する運転免許証及び許可証を、運転試験や手数料を課すことなく有効なものとして認めることに、アフガニスタンは同意する。
- 2 公務又は契約上の任務の一部として提供するサービスに関する軍隊構成員、軍属、合衆国契約者及び合衆国契約従業員に合衆国当局が発行するあらゆる専門職ライセンスを有効なものとして認めることに、アフガニスタンは同意する。
- 3 合衆国軍隊が運用又は合衆国のために運用される車両、船舶、航空機及びその他の装備品をアフガニスタン領域内で運転するために必要とされる有効な運転免許証及び許可証を、合衆国軍隊構成員、その軍属、合衆国契約者、合衆国契約従業員に確実に所持させるように、合衆国軍隊当局は努める。合同委員会は合衆国の免許証及び許可証に関する情報の交換を行う仕組みを確立する。アフガニスタン当局からの要請があれば、合衆国はこれら許可証の有効性を確認するものとする。

第十九条 自動車

アフガニスタンは、合衆国軍隊当局による合衆国軍隊の公用車両の登録と使用許可を有効と認めることに同意する。合衆国軍隊当局からの要請があれば、アフガニスタン当局は合衆国軍隊の公用非戦術車両のためのナンバープレートを無料で発行する。合衆国軍隊の公用非戦術車両は、アフガニスタンより他のアフガニスタンのナンバープレートと区別ができない、公式ナンバープレートの発給を受け、これを取り付け表示する。

第二十条 軍支援機関

- 1 合衆国軍隊は提供施設区域において、直接もしくは契約を通して、軍の郵便局、銀行、軍の物品販売所、食糧品販売所、レクリエーションサービス区域、放送サービスを含む通信サービスなどの軍支援機関を設立し運用することができる。合衆国は、放送、メディア及び娯楽サービスが提供施設区域の範囲外に及ぶことを意図するものではない。合衆国軍隊はアフガニスタンの法律、伝統及び習慣を尊重しつつ、提供施設

区域内の合衆国軍隊及びその他の許可された受益者の士気、福利、レクリエーションのために、メディアや娯楽番組などのテレビ及びラジオ放送サービスを提供し続けることができる。

- 2 合衆国軍隊は放送、テレビ番組、メディア、娯楽サービスを、許可された受益者と提供施設区域内に限定するために適切な措置を講じるものとする。
- 3 軍支援機関の利用は、合衆国規則に基づくものとする。合衆国軍隊当局は、これら軍支援機関の乱用と、軍支援機関及びプロバイダーの利用が許可されていない者への物品及びサービスの販売及び再販を防止するための適切な方法を採用するものとする。
- 4 これら軍支援機関に関する業務に対して、アフガニスタンがライセンス、許認可、検査を求める事はない。
- 5 軍支援機関及び本条に言及されている業務を請け負う組織は、合衆国軍隊の不可分な一部であり、本条第16条及び第17条の規定を含む、合衆国軍隊に付与されているのと同じ会計及び関税の免除が与えられる。これら組織及び機関は適用される合衆国規則に従って維持及び運用される。これら機関には税金徴収及び支払いの義務はなく、その運用に関する他の課徴金を支払う必要もない。これらの軍支援機関の利用は軍隊構成員、軍人、合衆国契約者、合衆国契約従業員及びその他許可される者に限定されるものとする。
- 6 合衆国軍郵便輸送システムによって輸送される郵便物は、アフガニスタン当局による検査、捜索、押収の対象から外れるものとする。
- 7 合同委員会は定期的に軍支援機関について見直し、本条を実施する中で生じる疑義は両当事国の合意によって解決するものとする。

第二十一条 通貨と為替

両当事国は通貨及び為替に関する手続きを策定することに合意する。両当事国はこれらの手続きについて適宜見直しと更新を行い、その手続きに関して生じる問題は直ちに合同委員会を通して解決に取り組むこととする。

第二十二条 請求権

- 1 両当事国はアフガニスタンにおけるANDSF及び合衆国軍隊の公務の履行から生じるそれぞれの財産の損害、損失、破壊、又はANDSFと合衆国軍隊構成員及びそれぞれの軍属の負傷及び死亡について、相手に対する（契約による請求権以外の）あらゆる請求権を放棄する。
- 2 本条第1項から除外されない請求権について、合衆国軍隊当局は、合衆国軍隊の非戦闘活動の公務履行において合衆国軍隊構成員及び軍属の行為又は不作為によって発生した第三者からの有効な請求の解決のために正当かつ妥当な賠償金を支払うものとする。これらの請求は合衆国の法令と規制に従い、またアフガニスタンの法律、慣習

及び伝統を真摯に考慮の上、合衆国軍隊当局によって速やかに処理され、解決されるものとする。

- 3 第三者からの請求を解決する際、合衆国軍隊当局は賠償責任及び損害額についてアフガニスタン当局から提供された捜査報告書や見解を考慮に入れなければならない。
- 4 契約による請求の解決や裁定は、契約条件に従って行われるものとする。
- 5 両当事国のうちいずれか一方から要請があれば、両当事国は本条の実施に関連して生じるあらゆる問題について合同委員会を通して協議することとする。

第二十三条 附屬書

本協定に追加される付属書は、本協定の不可分な一部となり、両当事国による書面による合意により改定することができる。

第二十四条 紛争及び実施

- 1 本協定の解釈又は適用に関する見解の相違や対立は、両当事国間の協議によって解決し、国内又は国際裁判所や法廷、その他同様の機関や第三者には付託しないものとする。
- 2 両当事国及びその執行機関は、合同委員会を経由する場合も含めて、本協定の条項の規定を履行するために実施協定を締結したり、手続きを策定することができる。
- 3 本協定に基づく協力は、適用される歳出予算法を含む両当事国の法令と規制適用の対象となる。
- 4 合衆国軍隊当局は、要請し受領した物品及びサービスに対し、妥当かつ公正な市場価格から税金を差し引いた金額を支払うものとする。

第二十五条 合同委員会

- 1 両当事国は本協定の実施を監督する機関として合同委員会を設置する。合同委員会の共同議長は執行機関の代表が務める。執行機関が要請し両当事国が任命するその他の政府代表者も合同委員会の一員になることができる。
- 2 合同委員会はその手続き規則を定め、作業部会や事務機関など適切とみなされる補助機関を設けるものとする。合同委員会への参加にかかる費用は各執行機関が負担する。
- 3 合同委員会は、戦略パートナーシップ協定の下に設置された「防衛及び安全保障協力に関するアフガニスタン-合衆国作業部会」と適宜調整し情報交換を行うものとする。

第二十六条 発効、修正、終了

- 1 本協定は、両当事国が本協定の発効に必要なそれぞれの国内の法的手続きの完了が外交ルートを通じてお互いに通知された後、2015年1月1日に発効するものとする。本条第4項に基づいて終了されない限り、2024年末まで、更にそれ以降も効力を持ち続けるものとする。
- 2 発効後、本協定は、2002年9月26日付け、2002年12月12日付け、2003年5月28日付けて取り交わされたアフガニスタンにおける合衆国軍隊の地位に関する文書に取って代わるものとなる。さらに本協定は、両当事国が今後交換公文により確定し、本協定の条項と相反する過去の合意及び了解に取って代わるものとする。
- 3 本協定は、両当事国による交換公文を通して書面で合意することで修正することができる。
- 4 本協定は、両当事国が書面で合意する場合、もしくはいずれか一方が2年前までに外交ルートを通して相手方に書面で通知することによって終了させることができる。本協定の付属書及び実施取極の終了は、本協定を終了させるものではない。本項に基づき本協定が終了すると、別途手続きを取らない限り、全ての付属書と実施取極も終了するものとする。

以上の証拠として、それぞれの政府により権限を付与された下名署名者が、本協定に署名した。

本日2014年9月30日に、カブールにて、等しく真正な書面をパシュト一語、ダリ語、英語で表記し、それぞれ2通を作成した。

アフガニスタン・イスラム共和国のために

アフガニスタン・イスラム共和国 国家安全保障顧問
モハメッド・ハニーフ・アトマール

アメリカ合衆国のために

アメリカ合衆国大使
ジェームズ・B・カニングハム

付属書A

アフガニスタンが合衆国軍隊の出入及び使用のために提供するアフガニスタン国内のアフガニスタン施設及び区域の場所（「提供施設区域」）

カブール
バグラーム
マザーリシャリーフ
ヘラート
カンダハール
ショラブ（ヘルマンド）ガルデーズ
ジャラーラーバード
シーンダンド

上記の他、合衆国軍隊が本協定の発効日に使用している施設及び区域、防衛相が同意し許可したアフガニスタン国内のその他の場所にあるその他の施設及び区域も、提供施設区域に含まれる。

付属書B

公式な出入国地点

バグラーム航空基地
カブル国際空港
カンダハール航空基地
シーンダンド航空基地
ヘルート国際空港
マザーリシャリーフ空港
ショラブ（ヘルマンド）

陸路による出入国地点：

ナンガルハール州トールハム
カンダハール州スピンボルダック
ヘルート州トゥールグンディ
バルフ州ハイーラターン
クンドゥーズ州シリハンバンダール

並びに両当事国が合意するその他の公式な出入国地点。